

平成
26年度

事業計画概要のお知らせ

平成26年度事業計画及び予算に係る、掛金・負担金率及び事業内容の変更についてお知らせいたします。なお、各経理別予算の収支状況については、4月号に掲載いたします。

主な内容

- ・短期経理の掛金・負担金率の変更はありません。
- ・産前産後休業期間中の掛金・負担金が免除されます。
- ・育児休業手当金の支給割合が、育児休業をした期間が180日に達するまでの期間は67/100に変更されます。
- ・長期経理に係る掛金・負担金率は平成26年が5年に1度の財政再計算の年にあたるため、9月から変更されることとなります。
- ・保健事業のインフルエンザ予防接種助成の対象範囲が広がります。
- ・貸付事業の住宅貸付等に係る抵当権の廃止及び貸付債権共同保全事業に係る一部負担金が廃止されます。

平成26年4月からの掛金・負担金率

1. 給料分

(単位：‰)

種別	掛金				負担金				
	短期経理		長期経理	保健経理	短期経理			長期経理	保健経理
	医療費 ・ 拠出金	介護			医療費 ・ 拠出金	調整 負担金	介護		
一般組合員及び 特定消防組合員	56.00	7.10	103.5625	2.50	56.40	0.25	7.10	151.6875	2.50
市町村長組合員 及び特別職組合員	44.80	5.68	82.85	2.00	45.12	0.20	5.68	121.35	2.00
市町村長長期組合員 及び長期組合員	2.16	—	82.85	2.00	2.48	—	—	121.35	2.00
任意継続組合員	112.00	14.20	—	—	—	—	—	—	—
追加費用	—	—	—	—	—	—	—	34.90	—

2. 期末手当等

(単位：‰)

種別	掛金				負担金				
	短期経理		長期経理	保健経理	短期経理			長期経理	保健経理
	医療費 ・ 拠出金	介護			医療費 ・ 拠出金	調整 負担金	介護		
一般組合員及び 特定消防組合員	44.80	5.68	82.85	2.00	45.12	0.20	5.68	121.35	2.00
市町村長組合員 及び特別職組合員	44.80	5.68	82.85	2.00	45.12	0.20	5.68	121.35	2.00
市町村長長期組合員 及び長期組合員	2.16	—	82.85	2.00	2.48	—	—	121.35	2.00

- (注) 1. 一般組合員及び特定消防組合員の給料分に係る掛金・負担金率については、期末手当等の率に手当率(1.25)を乗じた率です。
 2. 市町村長長期組合員及び長期組合員については、75歳以上の組合員が対象です。
 3. 短期経理のうち介護は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。
 4. 任意継続組合員に係る平均給料月額については、「307,000円」です。
 5. 短期経理における特定保険料率は、41.34%です。
 ※特定保険料率とは……共済組合が支出した拠出金が、高齢者に対してどの程度支援を行っているのかを千分率で表したものです。
 6. 長期経理の掛金・負担金率は、8月までの率となります。

医療にかかる財源率は据え置きとなります！

安定した運営のために医療費の削減にご協力をお願いします。

短期経理は、組合員及び被扶養者の皆さまの病気やケガなどの医療費の支払いや、出産、死亡、災害及び休業などの各種給付、また、高齢者医療制度への財政支援などを賄っている経理です。

この短期経理は、組合員皆さまから納めていただいた掛金と地方公共団体からの負担金が主な収入になります。

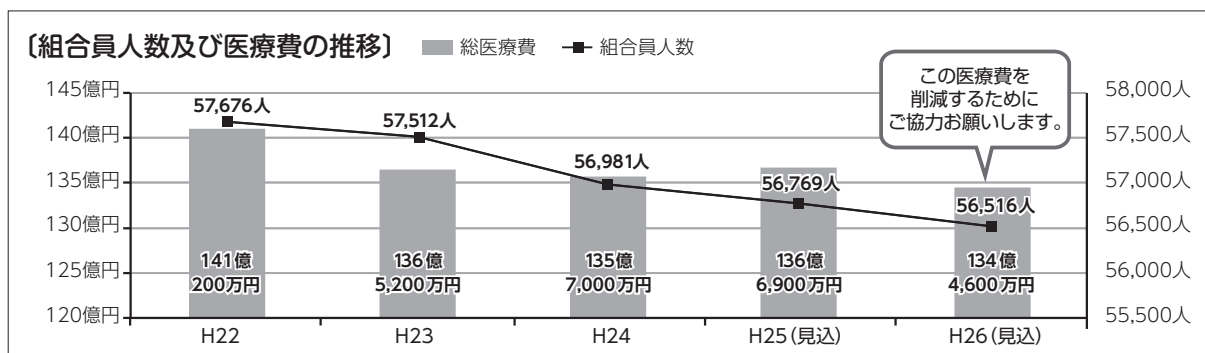
定年退職による高い年齢層の組合員の退職と、給与の伸び悩みなどが影響して収入が減少しているなか、組合員数や被扶養者数が減少しているにもかかわらず医療費は横ばい傾向にあります。また、高齢者医療制度への支援金等の財政支援が支出総額の4割以上を占めており、その支払いに充てるため6年連続で財源率を引き上げてきました。

平成25年度は1.2/1000を引き上げての運営としておりましたが、給与の特例減額措置による大きな減収に加えて医療費などの保険給付の支出が伸びており、10億円を超える損失金が見込まれ短期経理は大変厳しい状況となっております。

しかし、平成26年度は、給料額等の減少による掛金・負担金収入の減収は続くものの、高齢者医療制度への支援金等が8億円ほど減少する見込みとなったため、医療費削減により保健給付の支出を抑えることで短期給付事業の安定的な運営を確保することとし、掛金・負担金率の引き上げを行わないことにいたしました。

医療費の削減は、組合員及び被扶養者の皆さまの医療機関や柔道整復師のかかり方を見直すことと、ジェネリック医薬品の利用などで可能となってまいります。医療費適正化対策事業をはじめ保健事業と連携して疾病予防、健康保持・増進を進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

なお、介護財源率については、厚生労働省から示された数値をもとに算出しており、26年度は引き上げずに納付金の支払いが出来る状況です。



【高齢者医療制度への本組合の支援金等の推移】

(単位：千円)

	平成22年度 (決算額)	平成23年度 (決算額)	平成24年度 (決算額)	平成25年度 (確定額)	平成26年度 (見込額)
老人保健概出金	54,000	3,000	200	200	200
退職者給付概出金	1,010,000	1,350,000	1,418,000	1,465,000	1,395,000
前期高齢者納付金	5,732,000	6,992,000	7,288,000	7,357,000	6,542,000
後期高齢者支援金	5,120,000	5,558,000	5,813,000	6,084,000	6,165,000
病床転換支援金	0	0	0	0	0
合計	11,916,000	13,903,000	14,519,200	14,906,200	14,102,200
〔対前年度：増▲減〕	(▲ 507,300)	(1,987,000)	(616,200)	(387,000)	(▲ 804,000)

年金給付にかかる掛金・負担金

○長期掛金・負担金

長期経理に係る掛金・負担金率については、地方公務員共済組合連合会において決定されており、平成21年に財源率の再計算が実施されたことにより、平成26年8月までは既に決定しております。

平成26年9月以降の掛金・負担金率については、平成26年が5年に1度の財政再計算の年にあたるため、財政再計算後に定められることとなっておりますので、率が確定され次第、お知らせいたします。

なお、負担金率には基礎年金に係る公的負担分が含まれております。

保健事業

保健事業については、組合員の皆様からのご意見ご要望を取り入れながら、様々な事業を実施しております。

その資金源は、組合員の皆様からの掛金と地方公共団体からの負担金が主なものとなっておりますが、近年、組合員数の減少等に伴い掛金・負担金収入が大幅に減少しており、保健経理財政が大変厳しい状況となっております。

平成26年度においても、4,500万円程度の損失金が生じる見込みですが、この不足金については、積立金の一部を取り崩して充当することとしており、掛金・負担金の徴収率は据え置くこととしております。

なお、平成26年度からインフルエンザ予防接種助成の対象者が組合員(任意継続組合員を除く)及びその被扶養者までとなりますので、積極的なご利用をお願いします。

貸付事業

共済組合における貸付事業については、年金の積立金からの借入金をもって実施することとされていることから、全国統一の貸付準則が総務省から示されております。

なお、当該準則では貸付利率・償還回数などが定められていることから、各共済組合において貸付利率などを決定できない仕組みとなっております。

この度、貸付基準の見直しが行われ、平成26年度から400万円を超える貸付額を希望する場合に行っていた抵当権の廃止(住宅貸付及び災害貸付等)及び全国連合会で行っている貸付債権共同保全事業に係る一部負担金(0.06%)を廃止(既貸付者を含む)する貸付準則の改正が行われることとなりました。

このことにより、本組合においても同様に貸付規則の改正を行うこととなりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、一部負担金を負担いただいている既貸付者の個別償還予定表については、4月中旬頃に送付を予定しています。